

# 令和7(2025)年度生活保護法施行事務監査(医療扶助の適正実施)の実施状況

## 1 事務監査の状況

事務監査は、関東信越厚生局管内のうち、30都県市を対象に実施しました。

## 2 事務監査結果

事務監査結果の集計及び概要は以下のとおりです。

### (1) 監査結果の集計

指 摘 事 項	文書指摘 件 数	口頭指摘 件 数	計
<b>第1 指定医療機関に対する指導等の実施状況</b>	0	4	4
<b>1 指定事務</b>			
(1) 医療機関の指定等事務	0	0	0
<b>2 体制等</b>			
(1) 指定医療機関の指導等業務等に関する体制	0	0	0
<b>3 一般指導</b>			
(1) 一般指導の実施状況	0	0	0
<b>4 個別指導</b>	0	4	4
(1) 個別指導の実施状況	0	0	0
(2) 個別指導実施計画の策定	0	0	0
(3) 個別指導対象医療機関の選定	0	0	0
(4) 個別指導の方法等(事前準備)	0	0	0
(5) 個別指導の方法等(指導当日)	0	4	4
(6) 個別指導後の措置	0	0	0
<b>5 検査</b>	0	0	0
<b>6 その他</b>	0	0	0
<b>第2 自立支援医療制度の活用徹底</b>	0	0	0
<b>第3 向精神薬の重複処方における適正受診の徹底</b>	0	2	2
<b>第4 頻回受診に係る適正受診指導</b>	0	0	0
<b>第5 重複・多剤投与に係る適正受診指導</b>	0	4	4
合 計	0	10	10

## (2) 指導監査結果の概要

指摘事項	主な内容
<b>第1 指定医療機関に対する指導等の実施状況</b>	
個別指導における嘱託医等の医師の同行について	指定医療機関へ個別指導を実施する際には、嘱託医等の医師が同行できるよう検討すること。
<b>第3 向精神薬の重複処方における適正受診の徹底</b>	
向精神薬の重複処方における適正受診の徹底について	向精神薬の重複処方における適正受診の徹底について、改善に向けての取組が不十分である事例が認められたので、主治医等への確認や医療機関と協力して適正受診指導の徹底を図ること。
<b>第5 重複・多剤投与に係る適正受診指導</b>	
重複・多剤投与者に対する適正受診指導の取組について	一部の福祉事務所において、「処方内容等把握対象者の抽出が困難」、「処方内容等把握対象者を抽出したが、嘱託医等との協議ができず指導対象者が未確定」又は「指導対象者を確定したが、指導が未実施」という状況であり、本取組が適切に実施できていないことが認められた。 については、これらの福祉事務所に対して、本取組が適切に実施されるよう、引き続き本庁による指導を行うこと。